

資料 4

5 産労農水第 609 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び東京都漁業調整規則第 12 条第 2 項第 5 号並びに同法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年における底立てはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 6 月 13 日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

底立てはえ縄漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底立てはえ縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、新トン数適用船舶及び旧トン数適用船舶とともに 100 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。※
※「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造に着手された船舶及び昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年7月14日から同年 8 月 14 日までとする。

3 許可の基準

別添「令和5年における底立てはえ縄漁業の許可及び起業の認可方針第 3 の 5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和5年 9 月 1 日から令和6年 8 月 31 日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
7隻	<p>東京都海面（東京都の地先海面をいう。）（次の海域を除く。）</p> <p>1 小笠原海域 2 北緯34度以北の海域 3 錢洲、御蔵島及びイナンバ島周辺における次のイからへの点を順次結んだ線及びヘトイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ニとホはイナンバ島距岸12海里の線、ホとヘは御蔵島距岸12海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。</p> <p>イ 北緯34度00.2分 東経138度45.5分 ロ 北緯33度50.2分 東経138度37.8分 ハ 北緯33度48.2分 東経138度37.8分 ニ 北緯33度48.2分 東経139度08.6分 ホ 北緯33度39.7分 東経139度31.8分 ヘ 北緯34度00.2分 東経139度48.8分</p> <p>4 八丈島及び青ヶ島周辺における次のイからタの点を順次結んだ線及びタトイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ロとハ及びホとヘは八丈島距岸20海里の線、リとヌは青ヶ島距岸6海里、ルとオは青ヶ島距岸12海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。</p> <p>イ 北緯33度36.7分 東経139度47.8分 ロ 北緯33度29.2分 東経139度44.1分 ハ 北緯33度25.4分 東経139度31.0分 ニ 北緯33度17.4分 東経139度33.8分 ホ 北緯33度12.8分 東経139度21.1分 ヘ 北緯32度50.7分 東経139度29.1分 ト 北緯32度50.2分 東経139度44.3分 チ 北緯32度27.2分 東経139度31.5分 リ 北緯32度26.8分 東経139度38.3分 ヌ 北緯32度26.3分 東経139度54.0分 ル 北緯32度26.2分 東経140度00.1分 オ 北緯32度34.7分 東経139度58.3分 ワ 北緯32度35.4分 東経139度46.8分 カ 北緯33度23.7分 東経140度15.3分 ヨ 北緯33度23.9分 東経140度07.8分 タ 北緯33度35.0分 東経140度14.3分</p> <p>5 鳥島距岸8海里以内の海域</p> <p>6 ハロース（ペヨネーズ）及びスマス島距岸6海里以内の海域（ただし、5月から12月までは3海里以内の海域）</p>	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。
9隻		静岡県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。
2隻		神奈川県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。